

## 水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業実施要綱

(制定) 令和6年3月29日付5産労産新第467号

(改正) 令和6年7月10日付6産労産新第205号

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、燃料電池自動車の普及促進に向けて、東京都内（以下「都内」という。）における水素供給設備及び燃料電池自動車の導入を促進するために行う「水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）
- 二 水素供給設備 燃料電池自動車にその燃料として水素を供給する定置式の設備
- 三 大規模事業者 次号に掲げる中小事業者を除く法人
- 四 中小事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下この号において「中小企業者」という。）のうち、次の要件に該当するものを除いたもの
  - ア 当該中小企業者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第4項第一号の持株会社をいう。以下この号において同じ。）であって、かつ、その子会社（同法第九条第五項の子会社をいう。以下この号において同じ。）が大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下この号において同じ。）であるときその他当該中小企業者が大企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして知事が認めるもの（以下この号において「特定中小企業」という。）である場合
  - イ 一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している場合
  - ウ 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している場合
  - エ 一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の二分の一以上を兼務している場合
  - オ イからエまでに掲げるもののほか、中小企業者（アからエまでの要件に該当するものを除く。）及び次の（ア）から（オ）までに該当するもの以外のものが当該中小企業者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあると知事が認める場合

- (ア) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項第七号に規定する協業組合、同項第八号に規定する商工組合又は同項第九号に規定する商工組合連合会
  - (イ) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条第 1 号に規定する事業協同組合、同条第 1 号の 2 に規定する事業協同小組合、同条第 2 号に規定する信用協同組合、同条第 3 号に規定する協同組合連合会又は同条第 4 号に規定する企業組合
  - (ウ) 商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
  - (エ) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和 32 年法律第 164 号)第 3 条に規定する生活衛生同業組合、同法第 52 条の 4 第 1 項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第 53 条第 1 項に規定する生活衛生同業組合連合会
  - (オ) 個人
- 五 カーシェアリング事業 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 80 条第 1 項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業
- 六 レンタカー事業 道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて行う自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業
- 七 タクシー 一般乗用旅客自動車運送事業(道路運送法第 3 条第 1 号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。)を経営する者がその事業の用に供する自動車でハイヤー以外のもの
- 八 ハイヤー 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車で当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行われるもの
- 九 タクシー事業 タクシーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業
- 十 ハイヤー事業 ハイヤーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業
- 十一 カーリース事業 リース契約に基づき、燃料電池自動車を借主に貸し渡す事業
- 十二 カーシェア事業等 カーシェアリング事業、レンタカー事業、タクシー事業、ハイヤー事業及びカーリース事業
- 十三 リース契約 水素供給設備又は燃料電池自動車(以下「設備等」という。)の貸主が、当該設備等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたって当該設備等を使用収益する権利を与え、借主は、当該設備等の使用料を貸主に支払う契約
- 十四 リース事業者 リース契約に基づき、設備等を借主に貸し渡すことを業とする者

#### (本事業の概要)

第 3 条 本事業は、都内に水素ステーション事業とカーシェア事業等を併せて実施する事業者に対し、次の経費の一部又は全部を助成する。

- 一 水素供給設備の設置費
- 二 水素供給設備の運営に要する経費
- 三 燃料電池自動車の購入に要する経費
- 四 カーシェア事業等の開始に要する経費

(助成対象者)

第4条 本事業に係る助成金(以下「本助成金」という。)の交付対象とする者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる者とする。なお、複数の事業者によって本事業を実施する場合、助成対象経費の割合が一番大きい事業者を代表とする。

- 一 民間企業(水素供給設備又は燃料電池自動車を調達するリース事業者を含む。)
- 二 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- 三 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人
- 四 法律により直接設立された法人
- 五 その他知事が認める者

(助成対象事業の要件)

第5条 本助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次の第一号から第三号までの全ての要件を満たすものとする。

- 一 充填圧力が35MPaである水素ステーションを都内に設置すること。
- 二 水素ステーションの整備及び運営とカーシェア事業等を併せて実施すること。
- 三 カーシェア事業等において次の要件を満たす燃料電池自動車(中古車を除く。)を導入すること。
  - ア 初度登録又は初度検査された日が、本助成金による交付決定の通知を受けた日以降であること。
  - イ 本助成金の交付を申請する時点で、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象となる銘柄の車両であること。
  - ウ 自動車検査証における使用の本拠の位置が原則、都内にあるカーシェア事業等の事業所の住所にあること。ただし、カーリース事業を併せて実施する場合は、原則、本事業で整備した水素ステーションが最寄りの供給場所となる都内の住所にあること。
  - エ 乗車定員が10人以下の乗用自動車又は車両総重量が2.5t以下の貨物自動車であること。
  - オ 都が実施するZEV普及促進事業又はカーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業による助成金を受給しない車両であること。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は除く。

- 一 水素供給設備の設置に要する次の経費
  - ア 水素供給設備機器費(水素供給設備を構成するために必要な設備及び機器に要する経費をいう。)
  - イ 設計費(水素供給設備の設計に要する経費(官公庁への申請に要する経費を含む。)をいう。)

ウ 設備工事費（水素供給設備の設置に必要な工事に要する経費をいう。）

エ 工事負担金（給電、給水等の工事に要する経費をいう。以下同じ。）

オ 諸経費・管理費

二 水素供給設備の運営に要する次式により算定される経費

$$Y = X \times E / 282 \times (1 - A / (B \times 60))$$

この式において、Y、A、B、E及びXは、それぞれ次の値を表すものとする。

Y 助成対象経費（単位 円）

A 別に定める本経費の助成対象期間（以下「助成対象期間」という。）内において水素供給設備として燃料電池自動車に充填した水素量（kg）に基づき求めた充填時間（単位 分）

B 助成対象期間における水素供給設備の総営業時間（単位 時間）

E 助成対象期間における水素供給設備が商用運用された日数（単位 日）

X 水素供給設備の運営に要する次に掲げる経費の合計金額（単位 円）

ア 人件費

イ 修繕費

ウ 警備費

エ 水道光熱費

オ 通信費

カ 消耗品費

キ 賃借料

ク 印刷費

ケ 業務委託費

コ 外注費

サ 保険料

シ 諸経費・管理費

三 燃料電池自動車の車両本体の購入に要する費用

四 カーシェア事業等の開始に要する駐車場の整備費用及び管理事務所の建築費用等のうち、次の経費

ア 施設工事費（カーシェア事業等を運営するために必要な駐車場及び建築物等の工事費）

イ 工事負担金

ウ 諸経費・管理費

（助成金額）

第7条 本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）のうち、前条第一号に係る助成金額は、事業者の区分に応じ、次に掲げる金額とする。

一 大規模事業者 助成対象経費の合計金額（水素供給能力に応じ、別表第1の上限額の欄に掲げる額を上限とする。）に4/5を乗じた金額

二 中小事業者 前号における助成対象経費の合計金額

2 前条第二号に係る助成金額は、事業者の区分に応じ、次に掲げる金額とする。

- 一 大規模事業者 助成対象経費の合計金額に1/2を乗じた金額又は5,000,000円のいずれか低い金額
- 二 中小事業者 助成対象経費の合計金額又は10,000,000円のいずれか低い金額
- 3 前条第三号に係る助成金額は、助成対象経費の額とする。ただし、車両1台当たり3,000,000円を上限とする。
- 4 前条第四号に係る助成金額は、助成対象経費の合計金額に1/2を乗じた金額又は5,000,000円のいずれか低い金額とする。

(実施体制)

- 第8条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、本助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
  - 3 都は、第1項の出えん金のほか、公社に対し、次の各号を条件として、都の定める予算の範囲内において、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
    - 一 前項の基金を原資として、第7条に定める助成金の交付を行うこと。
    - 二 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言を行うこと。
  - 4 公社は、前項第一号の実施に当たっては、あらかじめ都の承認を受けることとする。

(実施期間)

- 第9条 本事業の助成金の交付申請の募集及び申請期間は、令和6年度から令和8年度までとする。
- 2 本事業の助成金の交付は、令和9年度までに行うものとする。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行する。

別表第1（第7条関係）

助成対象経費の合計金額の上限額

水素供給能力 (Nm <sup>3</sup> /h)	上限額 (百万円)
300 以上	500
50 以上 300 未満	360
50 未満	150